

中国新法令速報 (2021 年 8 月号)

2021 年 7 月には、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が
 発布された。具体的に次のとおり紹介する。

| | |
|-------|--|
| 規定の名称 | 中華人民共和國土地管理法實施條例 |
| 発布機関 | 國務院 |
| 発布日 | 2021 年 7 月 2 日 |
| 内容の紹介 | <p>今回の改正のハイライトは下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設用地に対する要求が追加された。建設プロジェクトにおいて土地を使用する必要がある場合には、用途規制並びに資源節約及び生態環境の要求を満たし、かつ建設用地基準に適合し、有効な措置を講じ、土壤汚染を防止し及び減少させなければならない。 2. 建設単位が国有土地を使用する場合には、有償使用の方式によって取得しなければならないけれども、法律又は行政法規の規定により無償割当の方式で取得することができるときはこれを除くことが明らかにされた。 3. 建設プロジェクトの施工時に土地を臨時使用する場合には、できる限り耕地を占用せず、又は占有を少なくしなければならない。土地の臨時使用は県級以上の自然資源主管部門が認可し、期間は一般に 2 年を超えない。使用者は、期間が満了した日から 1 年以内に土地の再整備を完了し、当該土地を利用可能な状態にしなければならない。 4. 建設過程における土地使用の範囲を確かに調整する必要がある場合には、法に従って建設用地審査認可手続をしなければならない。 5. 国の自然資源監督検査機構に授権して土地の利用及び管理状況について監督検査を行わせる。当該機構は監督査察事項に関係する状況を関係単位及び個人に確認する権利を有し、関係単位及び個人はありのままに状況を報告し、かつ関係する資料を提供しなければならない。 |

| | |
|-------|---|
| 規定の名称 | ネットワーク製品セキュリティ脆弱性管理規定の印刷発布に関する通知 |
| 発布機関 | 工業及び情報化部、国家インターネット情報弁公室、公安部 |
| 発布日 | 2021 年 7 月 12 日 |
| 内容の紹介 | <p>《ネットワークセキュリティ法》の要求に基づき、当該規定は、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性の発見、報告、修復及び発表行為の規範化を目的としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネットワーク製品提供者は、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理義務を履行し、その製品のセキュリティ脆弱性が適時に補修されること及び合理的に発表されることを確保し、かつ、防止措置を講じるよう製品のユーザーを指導・サポートしなければならない。 |

| | |
|--|--|
| | <p>ならない。前記の管理義務には次が含まれる。脆弱性を発見した後に措置を講じ、かつセキュリティ脆弱性について検証及び評価をすること。2 日以内に工信部のネットワークセキュリティ脅威及び脆弱性情報共有プラットフォームに対し関連する脆弱性に係る情報を報告送付すること。ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性に対して遅滞なく補修を行うこと。</p> <p>2. 国は、関連する組織及び個人がネットワーク製品提供者に対しその製品に存在するセキュリティ脆弱性を通報することを奨励する。ネットワーク製品提供者は、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性に係る情報を受信するチャンネルを構築するとともにチャンネルの開通を保持し、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性に係る情報の受信ログを少なくとも 6 か月保存しなければならない。</p> |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 規定の名称 | 建設工事耐震管理条例 |
| 発布機関 | 国务院 |
| 発布日 | 2021 年 7 月 19 日 |
| 内容の紹介 | <p>当該条例は《建築法》及び《防震減災法》に基づき制定され、主な内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工事にあたっては、耐震防災特別規画が確定する危険地域を避けなければならない。 2. 建設単位は、実地調査、設計及び施工契約において採用する予定の耐震対策強制性標準を明確にし、かつ建設工事が耐震対策強制性標準に適合していることを確保しなければならない。 3. 超高層建築工事について、設計単位は設計文書の中で説明しなければならないが、建設単位は初歩的な設計段階において設計文書等の資料を住宅及び都市農村建設主管部門に報告送付して耐震対策審査認可を受けなければならない。 4. 建設単位は、建築物の設計使用年数、構造体系、耐震対策震度及び耐震対策類別等の具体的状況並びに使用・メンテナンスに係る要求を使用説明書に記入し、かつ使用説明書を使用者又は購入者に交付しなければならない。 5. 重大な耐震安全上の潜在的危険が存在する建設工事について、建設工事所有者は、安全に係るモニタリングを行い、かつ補強するまで使用の停止。制限等の措置を講じなければならない。 6. 建設工事の所有者は、規定に従い建設工事の耐震部材、免震溝、免震スリット、免震制震装置及び免震標識に対して検査、修繕及びメンテナンスをし、安全に係る潜在的な危険を遅滞なく排除しなければならない。 |

| | |
|-------|---|
| 規定の名称 | 家庭用自動車製品修理交換返品責任規定 |
| 発布機関 | 国家市場監督管理総局 |
| 発布日 | 2021年7月22日 |
| 内容の紹介 | <p>今回の改正のハイライトは下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修理・交換・返品（三包）の責任を負う主体が販売者であることが明らかにされ、消費者の権利維持に資している。また、三包の証憑の内容に必ず製品指標補償係数、部品の種類範囲及び品質保証期間、蓄電池の容量減衰制限等を含むべきことを求めている。 2. 生産者は販売者又は修理者によるその義務の履行に積極的に協力しなければならず、販売者又は修理者が三包責任に基づき申し入れた協力、求償等の事項を故意に引き延ばし、又は正当な理由なく拒絶してはならないことが明らかにされた。 3. 製品の引渡しから7日以内に品質上の問題によりエンジン、変速装置、動力蓄電池、走行駆動モーター又はこれらの主な部品を交換する必要がある場合には、消費者は車両の無償交換の権利を有し、販売者はさらに消費者に対しこれによりもたらした損害を賠償しなければならない旨が定められた。 4. 製品に法律法規又は強制性国家標準に違反する瑕疵が存在した場合には、書面により消費者に告知したとしても、三包責任は免除されない。また、家庭用自動車製品がタクシーその他の営業運転に用いられた場合にも、経営者の三包責任は免除されない。経営者は、家庭用自動車製品をメンテナンスし又は保守する企業を消費者が自主的に選択することを制限してはならず、かつ、これを三包責任の負担を拒絶する理由としてはならない。 |

| | |
|-------|--|
| 規定の名称 | 海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版） |
| 発布機関 | 商務部 |
| 発布日 | 2021年7月23日 |
| 内容の紹介 | <p>海南自由貿易港は、現行有効な全国版《外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）》と比べて、次の分野において明らかな市場参入の優位性を有している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トウモロコシの新品種の選抜育種及び種子生産について、中国側の持分割合がより低くなっている（50% vs. 34%）。 2. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲への投資が許可されている。 3. 採鉱業が全面的に開放されている。 4. 自動車製造業が全面的に開放されている。 5. 船舶検査活動を実施する場合には必ず中国国内に船舶検査会社を設立すべき旨の制限 |

| | |
|--|---|
| | <p>が取り消されている。</p> <p>6. 漢方薬材における蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資が許可されている。</p> <p>7. 付加価値電気通信につき複数種類の業務方面でより開放された外資政策が設けられている。</p> <p>8. 一部の海南の商事非訴訟法律事務にかかわる投資制限が緩和されている。</p> <p>9. ラジオ・テレビの視聴調査については中国側の持分支配を要するが、それ以外の市場調査業務が全面的に開放されている。</p> <p>10. 社会調査業務について、中国側の持分割合が 67%を上回る条件で合弁投資が許可されている。</p> <p>11. 出版物の印刷について、中国側の持分支配比率の制限がない。</p> <p>12. 中国側が持分支配する条件下で、文芸上演団体への投資が許可されている。</p> |
|--|---|

| | |
|-------|--|
| 規定の名称 | 顔認証技術を使用した個人情報の処理に関連する民事事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する規定 |
| 発布機関 | 最高人民法院 |
| 発布日 | 2021 年 7 月 27 日 |
| 内容の紹介 | <p>当該司法解釈は次のように定めている。情報処理者は、顔情報を処理する場合には、自然人又はその後見人による単独の同意を取得し、情報処理規則を公開しなければならない。かつ、その収集した顔情報の安全を確保しなければならない。情報処理者は、経営場所又は公共の場所で顔認証技術を違法に使用してはならず、法律の規定又は双方の約定に違反して、他人に顔情報を提供してはならない。情報を処理する際には公序良俗に反してはならない。情報処理者は、上記の規定に違反した場合には、相応の民事責任を負う。ただし、情報処理者が突発的事象に対応し、公共利益を維持保護し、報道を実施し、又は自然人若しくはその後見人の同意を得ている場合を除く。</p> |

| | |
|-------|---|
| 規定の名称 | 包装食品に限定した販売の届出に係る事項に関する市場監督管理総局の公告(意見募集稿) |
| 発布機関 | 国家市場監督管理総局 |
| 発布日 | 2021 年 7 月 28 日 |
| 内容の紹介 | <p>当該公告は、新たに改正された《食品安全法》を実施に移し、包装食品経営者に指針を与えることを目的としている。主な内容は次のとおりである。</p> <p>1. 市場主体は、包装食品のみを販売する活動に従事する場合には、食品を予約購入して</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>販売を準備した日から正式に販売するまでに、経営場所所在地の県級市場監督管理部門に対し届出をしなければならない。</p> <p>2. 食品経営許可証を既に取得している場合には、食品経営許可証は有効期間が満了するまで引き続き有効であり、届出を必要としない。許可証の有効期間が満了して経営を継続する場合には、食品経営許可証の有効期間満了前に届出をしなければならない。</p> <p>3. 包装食品のみを販売する食品経営者は、届出の後でその他の食品経営プロジェクトを追加する場合には、法により食品経営許可を取得し、かつ同時に届出を取り消さなければならない。</p> <p>4. 異なる市場主体は、同一の経営場所を使用して包装食品のみを販売する経営活動に従事し、及び届け出てはならない。異なる経営場所で包装食品のみを販売する経営活動に従事する場合には、それぞれに届出をしなければならない。</p> |
|--|--|

| | |
|-------|--|
| 規定の名称 | 市場監督管理行政処罰情報公示規定 |
| 発布機関 | 国家市場監督管理総局 |
| 発布日 | 2021 年 7 月 30 日 |
| 内容の紹介 | <p>1. 市場監督管理部門が市場主体に対して下した行政処罰決定の関連情報は、国家企業信用情報公示システム中の当該市場主体の名前のもとにこれを記録し、かつ、社会に対し公示する。警告行政処罰を受けただけの場合には公示しない。</p> <p>2. 市場主体は、公示された行政処罰情報が正確でないことを証明する証拠を有する場合には、市場監督管理部門に訂正するよう要求する権利を有する。</p> <p>3. 通報批評又は比較的少額の罰金のみを受けた旨の行政処罰情報については、公示期間を 3 か月とする。その他の行政処罰情報については、公示期間を 3 年とする。</p> <p>4. 行政処罰情報の公示が所定の期間に達し、かつ次の条件を同時に満たした場合には、公示の停止を申請することができる。</p> <p>(1) 行政処罰決定の中で定められた義務を既に自覚的に履行したとき。</p> <p>(2) 危害結果及び悪影響を既に自主的に解消したとき。</p> <p>(3) 同一の種類 of 違法行為により市場監督管理部門から行政処罰を再度受けていないとき。</p> <p>(4) 経営異常リスト及び重大な違法による信用失墜リストに入っていないとき。</p> |

| | |
|-------|---|
| 規定の名称 | 簡易抹消登記の更なる完全化による中小零細企業の市場撤退の利便化に関する通知 |
| 発布機関 | 国家市場監督管理総局、国家税務総局 |
| 発布日 | 2021 年 7 月 30 日 |
| 内容の紹介 | 当該通知は、簡易抹消登記制度を完全化し、債権債務のない中小零細企業が市場から撤退するのに便宜を与えることを目的としている。 |

| | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該制度は、債権債務が発生しておらず、又は既に債権債務の清算が完了している市場主体（上場会社を除く）に適用される。 2. 簡易抹消登記の公示期間について法定の 45 日を 20 日に短縮するものとし、市場主体は公示期間が満了した日から 20 日以内に市場監督管理部門に対し簡易抹消登記の手続を申請しなければならない。 3. 審査を経て簡易抹消登記手続が適用されない場合（例えば、企業経営異常リストに掲載されている、出資持分が凍結若しくは質入れされ、又は動産に抵当権が設定されている等の事由が存在している、分支機構の抹消登記が行われていない等）には、簡易抹消公示を取り下げる必要はなく、異常状態が消滅してから再度手順に従って簡易抹消登記を公示申請することができる。 4. 条件を満たす企業は、全ての過程についてオンラインプラットフォームによって抹消手続をし、かつ郵送によって営業許可証を返納することができる。 |
|--|---|

| | |
|-------|--|
| 規定の名称 | 中華人民共和国仲裁法（改正）（意見募集稿） |
| 発布機関 | 司法部 |
| 発布日 | 2021 年 7 月 30 日 |
| 内容の紹介 | <p>今回の改正のハイライトは下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仲裁合意の発効要件を緩和する。仲裁合意の発効要件に係る要求は、当事者が「仲裁請求の意思表示」をしていることのみとし、当事者間で「仲裁事項」及び「選定された仲裁委員会」を約定するよう求めることをやめる。 2. 当事者が仲裁合意で仲裁地を約定した場合には、仲裁合意の司法審査及び保全措置の申立ては、仲裁地の法院がこれらを管轄する。渉外の仲裁合意において当事者が準拠法を約定していない場合には、仲裁地の法律を適用する。 3. 渉外商事紛争について、「臨時仲裁」制度を追加し、当事者に次を許可する。①渉外商事事件において臨時仲裁を約定すること。②紛争を特設仲裁廷の裁判に付託することを選択すること。 4. 当事者は、仲裁合意の効力又は管轄権について異議がある場合には、まず仲裁廷に対し申し立てなければならない。異議申立ての期限は、「初回開廷前」から「答弁期間内」にこれを延期する。 |

以上

免責文言: 本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責: 水野海峰、巖海忠、仇海珍